

平成27年6月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成27年6月30日（火）9時から
会 場：臼杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- 第32号議案 臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について
- 第33号議案 市指定文化財の指定について

4 学力向上について

- ・臼杵市中学校授業力向上プロジェクト2015

5 教育予算等について

6 その他

- ・耐震化のスケジュール及び幼稚園の今後について
- ・歴史資料館の展示及び石仏災害復旧について
- ・社会教育関連事業について
- ・野津小児童の事故後の対応について

7 閉 会

連絡事項

- (1) 各課からの連絡等
- (2) 平成27年7月定例教育委員会の開催について
平成27年7月 日（ ） 時から

平成27年6月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

臼杵市教育委員会

平成 27 年 6 月定例教育委員会付議議案 目次

第 32 号議案	臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について……………1
第 33 号議案	市指定文化財の指定について……………3
4 学力向上について	
	臼杵市中学校授業力向上プロジェクト 2015……………5

第 3 2 号議案

臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について

臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 3 0 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、中学校の教科用図書の適正かつ公正な採択を行うため、臼杵市教科用図書選定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 選定委員会は、教育委員会が行う中学校の教科用図書の採択に関し、必要な事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

（組織）

第 3 条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 教育委員（うち 1 人は教育長とする。） | 2 人 |
| (2) 校長代表 | 1 人 |
| (3) 保護者代表（臼杵市 P T A 連合会代表） | 1 人 |
| (4) 教科用図書調査研究員代表 | 1 人 |
| (5) 教育委員会事務局の職員 | 2 人 |

（任期）

第 4 条 委員の任期は、前条の規定により委嘱又は任命された日からその日の属する年度の 8 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合は、速やかに補充するものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 選定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、選定委員会の会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 選定委員会の会議は、会長が議長となる。

3 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査研究員)

第7条 選定委員会に調査研究員を置く。

2 調査研究員は、学校の校長及び教員のうちから、教育委員会が任命する。

3 調査研究員は、種目ごとに中学校の教科用図書を調査研究し、選定委員会へ報告する。

4 中学校の教科用図書の調査研究に当たっては、大分市教育委員会、由布市教育委員会及び津久見市教育委員会と協力して行うことができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の事務に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年8月31日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前において行うことができる。

第 3 3 号議案

市指定文化財の指定について

臼杵市指定文化財を指定することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 12 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 3 0 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

市指定文化財の指定について

下記の文化財については、去る 6 月 2 3 日に開催された平成 2 7 年度第 1 回臼杵市文化財調査委員会で諮問した結果、臼杵市指定文化財にするべきであるとの答申があったので、臼杵市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき指定する。

記

名 称	数 量	住 所 ・	所有者	種 類
川登二孝女資料	18 件 267 点	臼杵市野津町大字泊 1833	川野美智代	有形文化財 歴史資料

(指定理由)

文化元年(1804)3月、臼杵藩領の豊後国大野郡泊村(現在の臼杵市野津町大字泊)に住んでいた(川野)初右衛門は、諸国巡礼の旅に出た。しかし、途中病におかされ、水戸藩領の常陸国東蓮寺村(現在の茨城県常陸太田市東連地)の青蓮寺に滞在し、療養を許された。川野家には長らく便りも出せなかったが、当時の青蓮寺住職が善正寺(臼杵市)住職にそのことを伝えたため、善正寺檀家であった川野家にそのことが伝わった。初右衛門の娘であるつゆ・ときは父の状況を聞き、一刻も早く父を迎えに行きたいと考え、様々な困難を克服し、文化8年(1811)6月2日、泊村を出発した。途中より臼杵藩の支援を得ながら、東蓮寺村に赴き、ついに悲願の対面を果たした。そして、翌年の春を待って、泊村まで共に帰ってきた。

この事実は、江戸時代の当時であって、臼杵藩、水戸藩は元より、江戸などでも広く知られるようになり、当時の多くの人々に感動を与え、二孝女に詩歌や絵画などを送り、称賛の意を示した。また、この逸話を記録した物語は、多くの写本として流布し、臼杵藩政史料や水戸藩及びその藩士の家に伝わる資料に伝来している。

現在、二孝女の子孫にあたる川野美智代家には、こうした当時の資料の内、二孝女宛に送られた短冊、書状、絵画等が伝来している。また、明治20年(1887)、二孝女顕彰の石碑(現在市立川登小学校内に所在)が建てられた件に関連する資料も数多く残され、地元でもこの逸話が重視されてきた経緯が知られる。

これらの資料は、川登二孝女の逸話が事実であること、その逸話が江戸時代の人々に深い感銘を与えたこと、さらに、近代に入り、野津・臼杵等でこの逸話が受け継がれていたこと等を示す資料として、重要である。そのため、川野美智代家に伝来する資料を一括で指定するべきであると考えらる。

臼杵市中学校授業力向上プロジェクト2015（数学科の授業視察を終えて）

目 的

臼杵市の子どもたちの学力向上にむけ、「わかった」「できた」の声が聞こえる授業をおこなうため、教師の授業力向上を組織的にすすめる。

表現力のある生徒の育成のための言語活動のあり方、低学力層のためのユニバーサルデザイン授業、整合性のある課題とまとめの位置付いた板書、習熟に応じた指導法など生徒の学力向上をめざし、組織的な授業改善に取り組む。

数学科

- 1 6月23日（火） **授業視察** 市内数学科7名、臼教研班長、課長、指導主事 計10名
「平成27年度中学校学力向上対策支援授業に係る中学校数学科指導力向上会議」に参加
竹田市立南部中学校 後藤哲司指導教諭 「二次方程式」
一人ひとりに考えを持たせ、考え方によって班を構成し、ICTを活用して発表させる
【研究協議】 「生徒の数学的な思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、問題解決的な学習の充実を図った授業改善をどのようにすすめるか。」

※各郡市代表の先生方（16名）と学力向上支援教員等（8名）と指導教諭（2名）
竹田市等の数学科（9名）と研究協議に参加

【ICTを使って考えを発表】

【班学習の様子】



- 2 日頃の授業について**アンケート実施済** **課題の把握**
(板書、授業改善、生徒の学力の把握状況、ICT活用、授業の困りなど)
- 3 6月25日（木） **授業改善テーマ設定**
臼教研教科部会の活性化、臼杵市の現状、授業改善の必要性、問題解決型授業について指導主事より説明 今後の予定を確認
- 4 今後の日程
 - 2学期 各自の授業改善プランに基づき授業観察 市内6校 板書撮影
習熟度別指導推進教員、指導主事が学校訪問 問題解決型授業へのシフト
 - 3学期 1月の臼杵市基礎基本テストの分析 低学力層への手立て 弱点補強策

国語科、英語科は、臼教研教科部会において、アンケート実施済

平成27年6月

【定例教育委員会資料編】

平成 27 年 6 月定例教育委員会資料編 目次

第 33 号議案	市指定文化財の指定について……………	1
----------	--------------------	---

川野美智代家資料目録(常陸太田市作成分に臼杵市が一部加筆修正)

(/)

通番	「二孝女書類」箱蓋裏目録	表 題	年代	作 成(差出)	宛 所	形態	法量 (タテ・ヨコ・高さ)	数量	備考
1		二孝女書類	明治20年7月			木箱	72.0 36.5 19.0	1	蓋裏に「書類目録」あり。
2	4	贈孝女二子言				折本	36.7 962.6 3.1	1	短冊、書画、扇面、書状等99点を貼り込む。
3	3	贈孝女二子言				卷子	32.6 924.7 6.3	1	書画15点を貼り込む。
4	2	孝女恩賜國詞				卷子	37.7 219.8 3.6	1	状1点、短冊3点
5	※	竹画来由	文化9年3月15日	藤井文崇		掛軸	110.0 48.5 3.7	1	「竹画来由」は蓋裏目録5番の添書きに該当。
6	1	(水戸斉修公より御下付他2書)				掛軸	138.4 63.9 4.1	1	状3通(①水戸斉修公ヨリ御下付②臼杵藩郡尹記録ヨリ抜粋③水戸藩某先生二女ニ贈ル所也(扇面)。表装は明治20年。
7	5	画筭	文化9年春	紫岡宋琳		掛軸	174.0 43.5 4.6	1	表装は明治20年。箱あり(文化9年4月製作)。文化9年時の表装・箱製作は田辺氏による(箱書き)。
8		孝女都由登岐之碑(碑文複写)				印刷物 (まくり)	147.7 39.4	1	
9		(孝女追悼和歌短冊)	近代			一括		42	短冊、書状など。
10	6	文章詩歌	文化8年10月	(臼杵藩士3名)		卷子	30.2 249.0 4.0	1	
11		(川登二孝女碑建設関係書類)	明治18～23年			一括		179	赤嶺岩蔵宛書簡類、寄付者名簿などを含む。

川野美智代家資料目録(常陸太田市作成分に臼杵市が一部加筆修正)

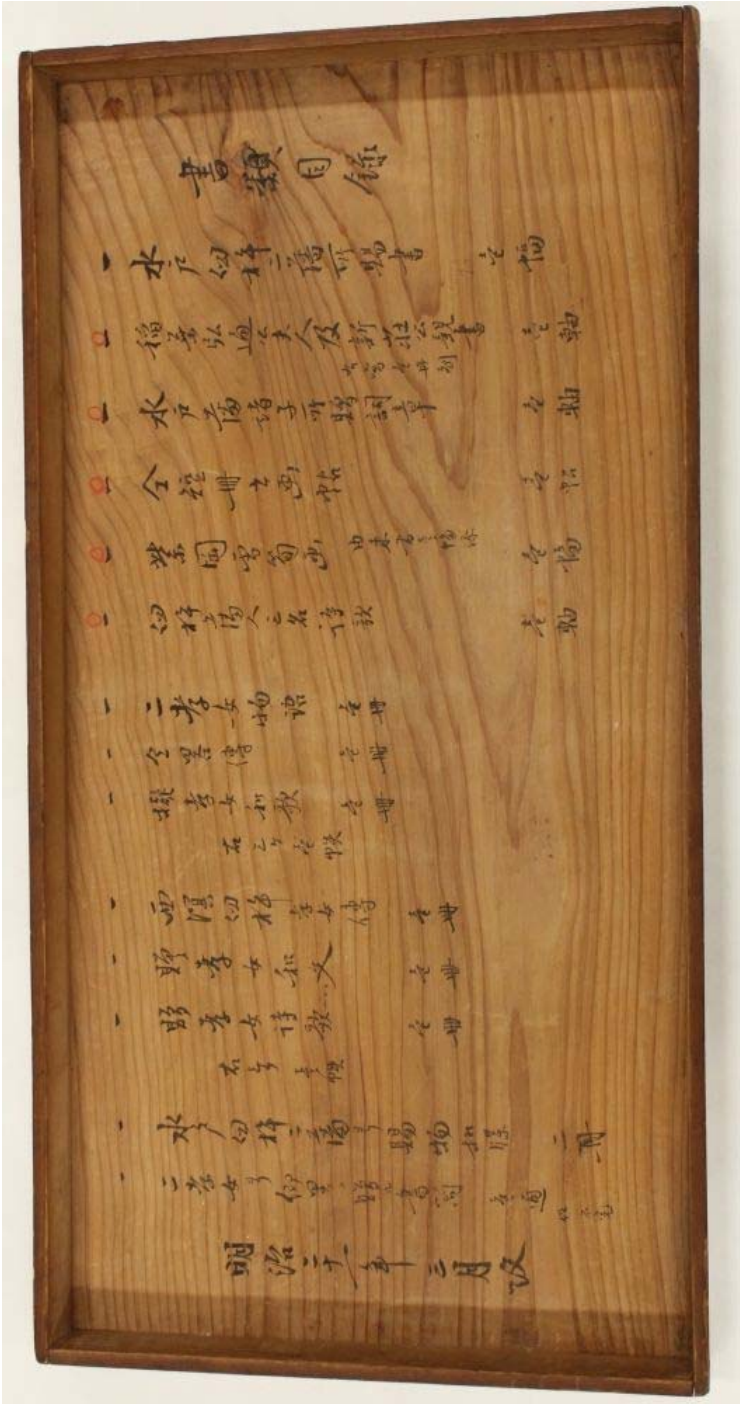
(/)

通番	「二孝女書類」箱蓋表目録	表 題	年代	作 成(差出)	宛 所	形態	法量 (タテ・ヨコ・高さ)	数量	備考
12		(石碑費用領収書用版木)	(明治23年)			版木	11.0 12.0 0.8	1	
13		(二孝女碑台石拓本)		主唱者12名、稲葉久通		拓本	45.1 68.1	1	
14		豊後二孝女	昭和15年8月25日	川登村孝徳会		刊本	19.2 13.1 0.1	1	
15		二孝女孝徳の歌	1975年7月	川登青年団		印刷物	18.2 25.8 0.1	1	ガリ版
16		孝女都由登岐之碑(碑文複写)	近代	平安菊池純		印刷物 (まくり) 一括		31	碑文(川登小敷地内所在)の複製につゆ・とき姉妹の肖像画を合わせたもの。上中下の3分割一式(上;54.9×39.5cm、中;52.9×39.5cm、43.0×39.5cm)
17		(北御殿女中贈答品木箱)	近世	北御てんより／おつき女中	両人(つゆ・とき)	木箱	24.1 18.4 5.8	1	紙(中敷き)、金属製品(刃物の一部?)、櫛とそのケース在中。臼杵藩江戸上屋敷の奥女中より送られた物か。
18		贈別豊泊孝女諸篇並示教西法語一則	文化9年2月	沈石寺僧西天 沈流亭医玄碩		木箱	40.6 12.0 13.0	1	紙(中敷き?3枚、教西・孝女の墓碑に関する状1通)、布製容器(用途不明)2点在中。常陸国久慈郡河合村の沈石寺僧西天、同国東蓮寺村の医師猿田玄碩から送られたもの(卷子か)を入れていた木箱か。

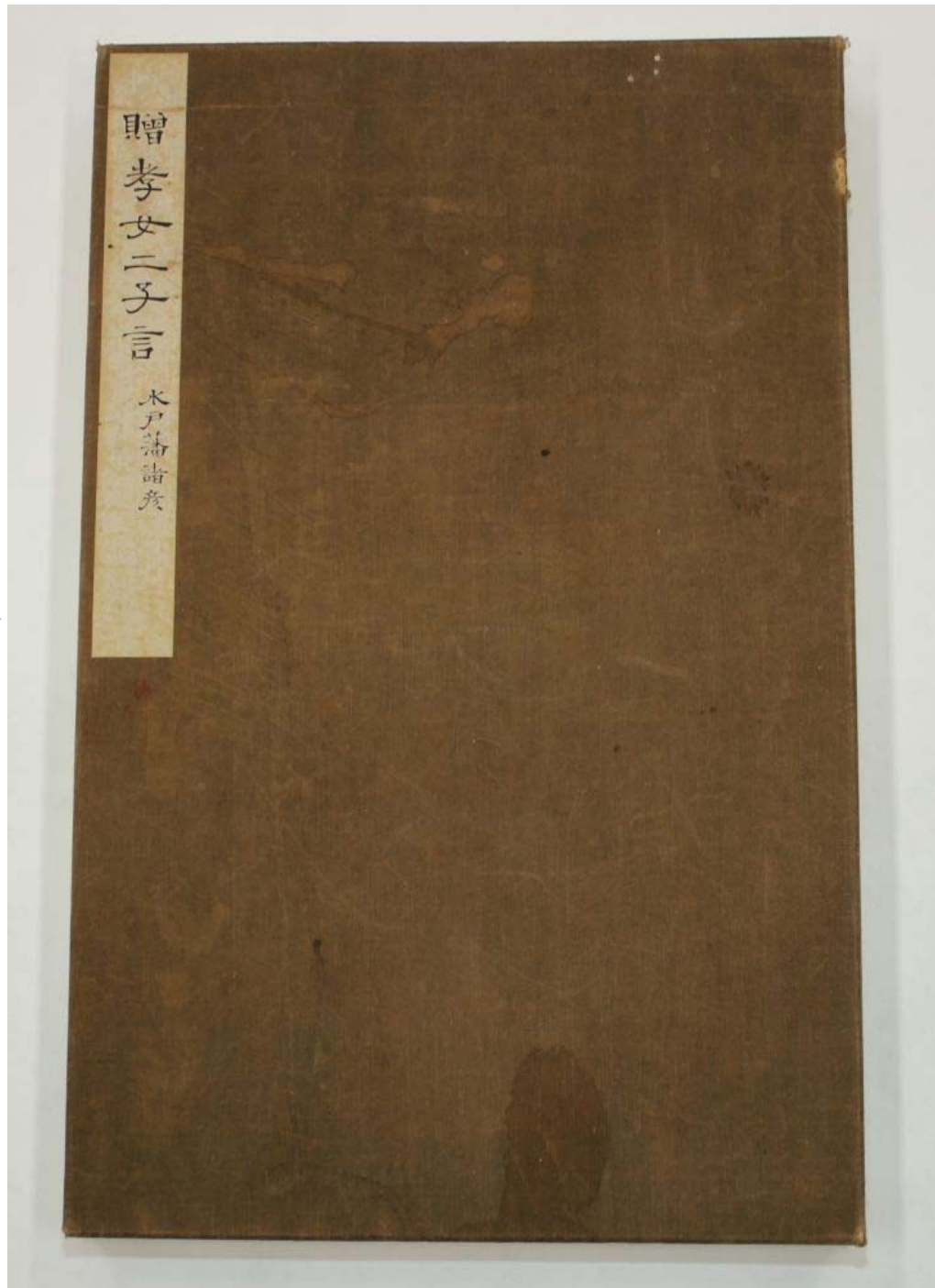
川登二孝女資料_目録通番01全体. jpg



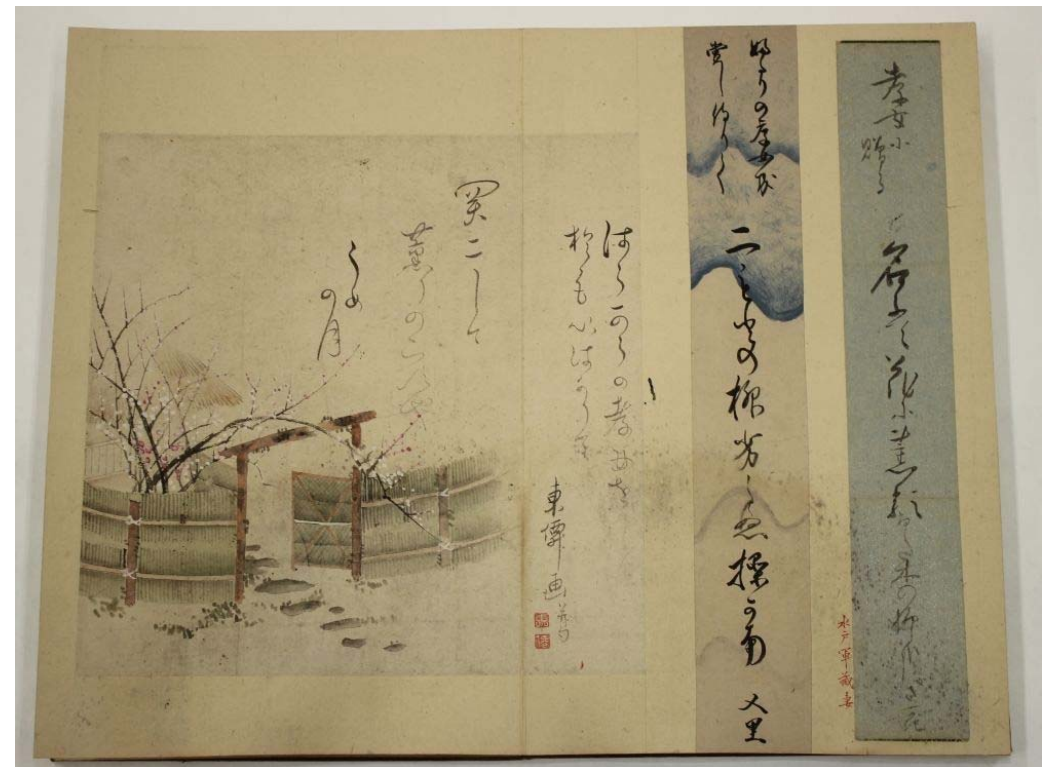
通番01フタ裏. jpg



通番02表紙. jpg



通番02部分. jpg



通番03部分.jpg



通番04.jpg



通番05本紙. jpg

白杵泊村雙婦婦名露妹名時其父某奉釋教文化紀元韓國而欲通回礼于諸州同宗之青門到十
 常州水戶不幸而病中數病寓於東蓮寺村青蓮寺已九年婦妹因便聞之寤寐思昨欲狂去歲
 辛未八月截髮出家經歷艱阻尋其所在萬里無恙會父於遠方遂得達孝心矣
 豈可不謂非天助乎水府縣尹聞之公聽褒禰不啻厚賜穀併衣帶所在
 之人亦厚遇云今茲二月初旬我大夫後藤君遣小吏北野某迎父子三人中旬
 就東都云 郎舍大夫深憾之令饋衣食召湯藥而養病留滯數日之間留守
 負平生柔克維持無能急一時傳聞者相贈以金帛或被召于貴戚或被賞于
 縉紳頃日大業略錄其事以告此意岡宗氏宋氏原孝義人甚感之自制圖畫而
 為持贈焉此圖也蓋依古之孝子之節仰天獲筍之故事也柔克因又加指點
 而付田邊氏裱裝之今永傳彼家欲覽者知至孝達天古今其揆一而有克
 終高行有則可謂宋氏亦錫類也已宋氏者東都人本江楠本名琳字玉林
 紫岡其号一稱雪溪祖父紫石嘗至於崎陽從清人宋紫嵩而學書畫仍冒
 宋氏三世之遺業紫嵩之嫡子而其名益大用于世云

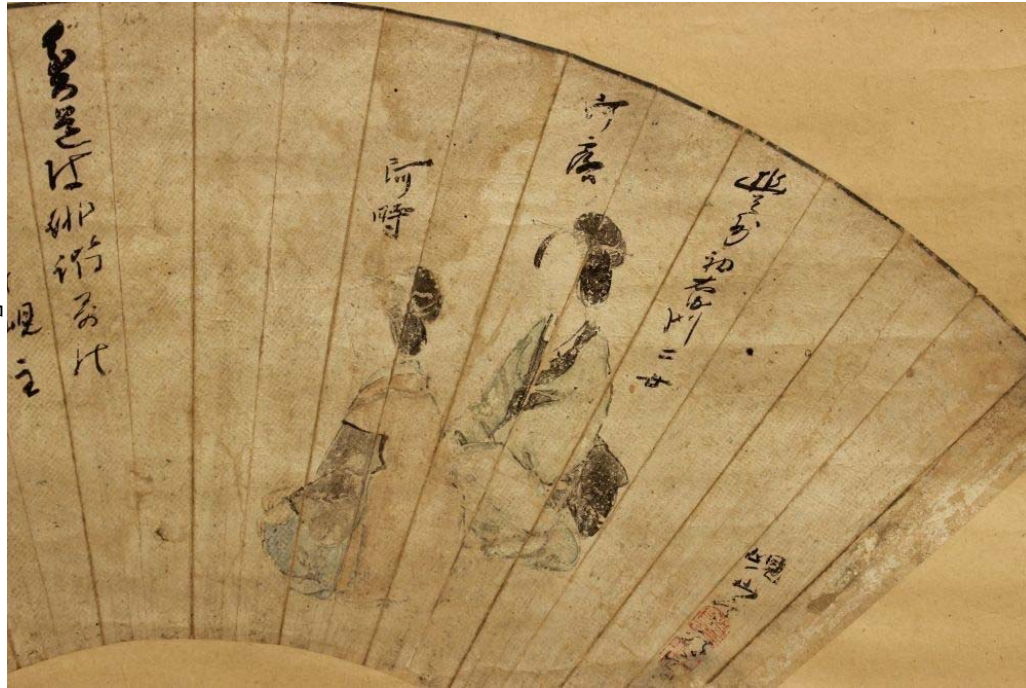
文化九年歲次壬申春三月十五日書於梅亭南窓

藤井文棠

通番06本紙全体. jpg

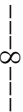
[illegible][illegible]

通番06部分. jpg



通番07箱. jpg





通番08全体.jpg



通番11一部. jpg



通番17. jpg



